

2020（令和2）年度 第1回 人を対象とする研究倫理審査委員会（メール審議）  
議事要旨

期 間：2020年5月12日（火）～2020年5月15日（金）

委 員：大久保委員長、黒川委員、岩里委員、川本委員

議 事：

1. 人を対象とする研究計画について

資料1に基づき、以下1件の計画について審議を行った。

本件については、その内容から、可能な限り早期の実験開始を求められていること、また「人を対象とする研究倫理審査委員会規程」第9条第3号「研究対象者に対して、最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的又は社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査」にあたると判断し、3名の委員による迅速審査を実施した。

○受付番号 nig2002（新規）

申請者：井ノ上 逸朗

課題名：国内 SARS-CoV-2 ゲノムの解読および新規検出手法の開発に関する共同研究

なお、委員より以下の意見があった。

- ・説明同意書における本研究所の研究内容については、一般向けの分かり易さも考慮しつつ、より正確な記載であることが望ましいと考える。
- ・検体の持ち込みについて、不活化されていても容器などに付着している可能性を完全否定することは難しい。その上で、試料調整方法の明示と使用、保管、処分等の方法につき、具体的な記載の上で、実験従事者への十分な説明、と自由意志による合意及び注意喚起が必要になるように思われる。

審議の結果、Biosafety 上の観点については本委員会の審議対象外であるため、これにつき判断するものではないとし、共同研究機関である東京都医学総合研究所で本計画の承認を受けた後に研究を開始すること、また同研究所の倫理審査結果通知書等の写しを本研究所ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会へ事前に提出することを条件に承認の判定とした。

また、研究実施にあたっては関係所内規程に従っていただくことを申請者に併せて伝えることとした。

以 上